

令和7年度第3回幸手市空家等対策協議会 議事録

日時	令和7年11月7日(金)午後3時から午後4時30分まで
場所	幸手市役所本庁舎3階 第2委員会室
参加委員	池澤均、石田道哉、岸本規生、木村純夫、小松原孔明、佐々木誠、 関根一勝、三牧信吾 (敬称略・名簿順)
事務局	市民生活部長 金子信作、くらし防災課長 野川昌仁、 くらし防災課 主幹 本多幸代、主査 小川伸郎 東日本総合計画(株)

内容	
【1 開会】	
事務局	開会前にご報告します。本日の会議には、傍聴の方が1名おりますので、よろしくお願ひします。
事務局	ただ今より令和7年度第3回幸手市空家等対策協議会を開会します。
【2 市長あいさつ】	
事務局	幸手市長よりごあいさつをお願いします。
市長	<p>会長をはじめ、委員の皆さまには、ご多用の中、本日の会議にご出席いただきありがとうございます。空家等対策計画の策定に当たり、格別の支援をいただき感謝申し上げます。本日は、前回、意見をもらった幸手市空家等対策計画素案について修正点を説明し、承認をお願いしたいと考えています。よろしくお願ひします。</p> <p>空き家問題は、計画策定後の取組が重要です。国や県の動向を注視しながら当市の現状に即した施策を進めていきたいと考えていますので、引き続きご支援のほどよろしくお願ひします。</p> <p>貴重な時間に余談で申し訳ありませんが、私は昨日一日、新潟県に視察へ行き、柏崎刈羽原子力発電所の1号機から7号機を見てきて、新幹線でとんぼ返りしてきました。現在、知ってるところ、すべて停止していますが、6号機を稼働するために地域との交渉や説明、最終的に新潟県知事から承認を取る作業をしています。128万坪の広大な敷地を有する柏崎刈羽原子力発電所は、1号機から7号機まで稼働していない状況ですが、常に6,000人が勤務しています。改めて、電力をどのように考えたらよいのかと感じながら昨日は一日、過ごしていました。</p> <p>その話をしたい訳ではなく、その後、近隣の首長達と一緒にいました。本日はとんぼ返りをすると言うと、理由を聞かれたので、幸手市の空家等対策協議会がとても重要な場面だと話をして、私たちがこれから取り組</p>

	<p>む内容について、頭に入っている範囲で紹介しました。首長の方達からは、とてもよくまとまっていて、それをいかに具現化していくかが重要であること、そこまできちんと取り組んでいるのであれば、想定しているよりもっと広い意味での展開、広がりも考えられるので、明るく考えたほうがよいと言われました。</p> <p>私たちは一生懸命に取り組まなければなりませんが、この取組を外にきちんと出すことによって、私たちが考えている以上の様々な広がりが出てくると言われて、気を良くして帰ってきました。そういう広がりも期待してもよいのではないかと感じています。</p> <p>秋が深まっているとともに、インフルエンザ等の話も聞いています。委員の皆さんも健康に十分に留意しつつ、ご活躍を願っています。本日は、よろしくお願ひします。</p>
事務局	ありがとうございました。
【3 会長あいさつ】	
事務局	会長よりごあいさつをお願いします。
会長	<p>前回の資料を見ると、9月17日の開催だったので、約2カ月が経ちました。その間に何があったか先ほど考えていると、首相が変わりました。日本初の女性の首相で、支持率もとても高く、いろいろな意味で期待されています。</p> <p>その中で、特に空き家に関して書いてあった訳ではありませんが、まさに市長が言っていたように、本協議会で計画を策定して、決まったものどのように展開していくか、広がりがとても重要です。その出発点の最終段階に差し掛かっている中で、来月にパブリックコメントを実施し、本年度中に内容が確定します。本日は、今後を見据えて、皆さんから活発な意見をもらえるとありがたいです。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入る前に、本日の出席者の人数を報告します。本日の出席者数は8名です。委員の過半数の出席が認められたため、幸手市空家等対策協議会条例第6条第2項の規定により、令和7年度第3回幸手市空家等対策協議会の議事を進めます。2名の委員より欠席の連絡を受けていますことを報告します。</p>
【4 議事】	
事務局	次第の「4 議事」になります。これから進行は、幸手市空家等対策協議会条例第6条第1項の規定に基づき、会長を議長として進行します。会長、よろしくお願ひします。
【議事（1）幸手市空家等対策計画（素案）について】	

議長	まず、議事の「(1) 幸手市空家等対策計画（素案）について」です。前回の会議で皆さまからもらった意見を中心に説明があると聞いています。事務局から説明をお願いします。
事務局	<資料1「幸手市空家等対策計画（素案）」説明>
議長	ありがとうございました。前回、皆さまからもらった意見を中心に変更点について説明がありました。質問や意見等があればお願いします。
委員	何か変更してほしい部分がある訳ではなく、検討の一つに考えたほうがよさそうなのは、市街化調整区域内で20年以上たった建物を建て替えたい場合、現存する建物が必要です。更地にしてしまうと、建てる根拠がなくなってしまい、家を建てられる土地から家を建てられない土地になってしまいます。その場合、財産価値が10分の1程度になる可能性があるので、その辺りの対応についても少し考えておいたほうが良い気がします。
議長	それは具体的にどのような対策が考えられますか。
委員	例えば、資力のある方であれば、解体前に都市計画法第43条による許可を取っておきます。都市計画法第43条による許可を取るだけの資力がない場合は、ただの土地になってしまう可能性があります。
議長	都市計画法第43条による許可とは何ですか。
委員	開発ではなく、建築の開発許可の取得前から建てた家なので、建てても良いという昔の既存宅地のようなものです。
議長	この中になかったという指摘ではないので、今後の協議会のテーマとして記録しておいて、必要なときに出してもらえばと考えています。
事務局 (事業者)	追加で情報提供すると、隣の久喜市では、3年間の猶予を設けている例があります。
議長	それにより解体が進みやすくなるのですか。
事務局 (事業者)	3年以内であれば、解体して現存する建物がなくても建て替えが可能です。これまで解体してしまうと、建て替えができませんでした。
議長	他にいかがですか。
委員	37ページに宅地建物取引業協会の不動産無料相談会を追加されました が、建築士会でも無料相談会を行っているので、同じく記載しておいたほうが良い気がします。
委員	これは同じ日に行っているので、同じ行に書いてもらえばよいです。
事務局	改めて、名称等を確認した上で、もし差し支えなければ追記します。
議長	この（追記などの修正）対応については、後ほどパブリックコメントの説明のときにも話がありますが、一任の形になると思います。他にいかがですか。

議長	先ほど説明の中で、空き地や農地は今後の課題だと言っていましたが、今回の空家等対策計画では、空き地は対象になるのですか。その辺りがあいまいで、空き地が入るかどうかは、前回も少し話題に出ました。先ほどの市街化調整区域内で解体した、何らかの形で解体した跡地をどうするかについては、他の自治体でも空家等対策の対象になっています。言葉を少し加えるだけでもよいので、問題がなければ、第1章の対象とする空家等の種類の中に空き地も加えるべきではないかと考えます。これはどのような扱いになっていますか。
事務局	<p>今回の空家等対策計画は空家法に基づいた形での計画になっています。この法律は、建物が建っている敷地部分も含めて「空家等」と規定しているので、空き地を直接的に含んだ形にはなっていません。そういう前提で、建物が建っている敷地部分を含んだものの対策として考えています。</p> <p>実際問題としては、空き地に関する相談や苦情の類も受けています。前回、市民生活部長から少し話があったように、実務上は、空き地は空き地、空き家は空き家と切り離して考えるよりも、共通する課題もあるので、立体的に考えていくことも必要であると認識しています。</p>
議長	それは本計画の中に書く訳にはいかないのですか。市民の立場からすると、本計画を読んだときに、空き地は入らないではないかと感じてしまう気がします。
委員	空家法の趣旨は、「空家等」の定義の部分です。危険な建物に対して、どのようにアプローチしていくかどうかなので、空き地は別の問題になります。空き地と空き家は問題の性質が違うので、今回に関しては、空き家に焦点を当てるものなのではないかと考えています。
事務局 (事業者)	1点補足します。35ページを見てください。「空家等および除却した跡地の活用」とあるように、空家等を取り壊した後の更地の活用についても少し記載しています。幸手市の空き家バンクについて、私も詳しく調べられていないで申し訳ありませんが、他の自治体では、空き家バンクといいながら空き家と空き地の登録が可能になっている事例もあります。例えば、更地にした後の活用の相談に乗ることについては、この中で考えられます。
議長	「跡地」という意味では含まれる、と。
事務局 (事業者)	空家法が、建築物があつてのものなので、特に管理不全に関して対応できません。空き地に関しては、そのものずばりの法律が見当たらないので、各自治体でも空き地条例を作つて、取り組んでいるような状況です。また性質が少し違うものになってくるので、今回の計画の中では、「空家

	等」および「空家等の跡地」の活用になっています。
議長	市民目線からすると、それをあいまいのままにせずに明示したほうがよい気がしますが、現在の扱いでも問題はありません。空き地は別枠で考える必要がありますが、跡地の意味では含むことを書いておかないと、空き地は関係ないようにも読めてしまうかもしれません。ただ今のような説明があると納得しますが、少し専門的過ぎる気もします。他の自治体では、空き地の扱いがどうなっているか何か知っていますか。
事務局 (事業者)	具体的な自治体名はうろ覚えですが、計画を空家等・空き地対策計画のようにしている自治体があります。久喜市の場合は、幸手市と同じように空家法の空家等のみの形で取り組んでいます。管理不全に対する取扱いで難しいのは、法律がない以上、例えば措置ができるようなきちんとした条例を作らなければなりません。空家等・空き地対策計画の形を取っている自治体は、きちんとした措置ができるような条例を作っています。
議長	選択肢としては、このまでいくか、ただ今のような説明を注書きで加えて、今後の検討対象となる、条例化が必要になる等を書いておくことが考えられます。今回、初めて空家等対策計画を立てるので、見直しの機会に具体的に検討し得るように現段階で書けることを書くのも選択肢の一つです。前回、そこまで踏み込んで、発言をすればよかったです。市長が前回、空き地に関する市民からの声もあると少し話をしていたので、空き地も含んだほうがよさそうな感覚がありました。
事務局 (事業者)	整理としては、3ページの「対象とする空家等の種類」は、本来「空家等の種類」ですが、この中にあくまで建築物があつてのものであり、空き地は措置の対象に含まれないこと、跡地の利用の意味で活用が考えられることを何行か追加できるとよいかもしれません。それ以上の追加となると、大がかりな修正が必要になるかもしれませんので、そういう形で検討できればと考えています。
議長	この段階であまり修正はできないので、書ける範囲で結構です。ただ、避けては通れない気がします。ありがとうございます。 他にいかがですか。
議長	特になければ、議事の「(1)」については以上とします。
【議事(2)パブリックコメントの実施について】	
議長	議事の「(2)パブリックコメントの実施について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	<資料2「パブリックコメントの実施について」説明>
議長	ありがとうございました。ただ今、説明があったパブリックコメントに関して、質問や意見等があればお願いします。いかがですか。

委員	パブリックコメントの実施に当たって、市民の方々にどのように案内をするのか教えてください。
事務局	大変失礼しました。パブリックコメントの実施についての広報は、幸手市のホームページで告知するほか、「広報さって」の12月号に掲載して、意見の募集を市民の方にお知らせしたいと考えています。
議長	「広報さって」は、いつぐらいですか。
事務局	12月1日の発行です。
議長	ちょうどどのタイミングです。他にいかがですか。 話が前後しますが、先ほど空き地の話が出たときに調整の必要があるという話がありましたが、それは時間的な関係もあるので、私に一任してもらい、事務局と調整した上で、パブリックコメントに反映する形を取りたいと考えています。よろしいですか。
一同	はい。
議長	ありがとうございます。
【議事（3）幸手市管理不全空家等及び特定空家等判定マニュアル（案）について】	
議長	議事の「（3）幸手市管理不全空家等および特定空家等判定マニュアル（案）について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	<資料3「（3）幸手市管理不全空家等および特定空家等判定マニュアル（案）について」説明>
議長	ありがとうございました。これは実際の空家等を見て、危険かどうかを確認するので、実務的な判断も入ってきます。現場に明るい方は、特に気になる点があるかもしれません。県が作ったひな形に基づいて、同じ項目で、分かりやすい表現にしたと言われていました。具体的にどの部分の表現が変わったのか、いくつか明示してもらえますか。
事務局 (事業者)	例えば、9ページを見てください。埼玉県のマニュアルの中では「基礎の大きな亀裂や多数のひび割れ、破損または変形が確認できる」と書かれていますが、これだけだと特定空家等に（認定）するには弱いというか、緩いです。国のガイドラインで示された内容で言うと「倒壊のおそれがあるほどの著しい」という文言が示されています。県のマニュアルでは、この文言が抜けていたので、補足しています。より分かりやすくというか、特定空家等の認定基準の実情に沿ったような内容で入れています。10番、室内への雨水の侵入または構造部材が雨水等により腐朽しているに関しては、県のマニュアルでは別の場所にありましたが、「部材の視点」に入っています。そういう軽微な修正を加えています。
議長	「倒壊のおそれがあるほどの著しい」という部分は、感覚的には分かりますが、現場で明確に判断できるのですか。

事務局 (事業者)	基礎の話だけで言うと、私は建築士でも何でもないので、なかなか難しいと感じています。ただ、実際に空家等を見たときに、土台が傾いていると壁、柱もゆがみます。ゆがんだ部分に亀裂が入るので、土台部分のひびから上の部材までどのように傷んでいるか、ずれているなど、素人目でも分かります。不同沈下といって、屋根が波打っているかも分かります。本当に大きな亀裂や多数のひび割れが倒壊のおそれがあるかについては、建築士の方に見てもらわないと、なかなか難しい気がします。
議長	本マニュアルを使うのは、市の職員です。必ずしも建築が専門ではない方が見るので、「倒壊のおそれがあるほどの著しい」と書いていないほうが逆に判断しやすい気がします。
事務局 (事業者)	その場合、特定空家等に結び付くものは、「〇」が多くなってしまう危惧があります。この後、全国の事例を示しますが、建築士が見なければ判断できないほど倒壊のおそれがあるものは、特定空家等に認定されません。そもそも行わなければならない管理不全は、誰が見ても倒れそうなもの、誰が見ても横の家に悪影響を及ぼしそうなものが多いので、これから10件、20件と上がってきたとしても誰が見ても管理不全だと分かるものになるはずです。立入調査をしなければ倒壊のおそれが分からぬようなものまで認定することは、少ないと実務的には考えています。
議長	最初に説明があった傾きに関しては、立入しなければ分からないと言っていましたが、そのときはどうするのですか。
事務局 (事業者)	これはあくまで基準として示されているものなので、もし必要な場合は、立入調査を行います。その手続に関しては、空家法にもきちんと書かれており、所有者に5日前までに通知をする必要があります。先ほど言ったように、1/20 や 1/30 など測らなければいけないぐらいの際どいものは、実際になかなか上がってきません。実際に傾いている、屋根に穴が空いているなどで判断するもののほうが圧倒的に多いです。
事務局	最終的に市で判断する際には、担当者が現地を確認しますが、担当者個人の目線だけで本当に決められるかどうかの問題があるので、組織内で複数の人間が確認します。場合によっては、建築部門等の職員に意見を聞くこともあります。実際に現場に入って、判定をするときに、職員にもいろいろと疑問が生じてくる可能性はあるので、そのときは個人の判断ではなく、複数の目線で見た上で、市としての判断を出したいと考えています。
議長	ありがとうございます。 皆さまから質問等があればお願いします。いかがですか。
委員	7ページに木造建築物について「1/20超の傾斜が確認できる」、鉄骨造

	建築物について「1/30 超の傾斜が確認できる」と書いてあります。1/20は、例えば五間の間口の建物で言うと、9メートル10センチなので、9.10掛ける20で約45センチメートル傾いているという意味で合っていますか。1/20や1/30の表現だと分かりにくいので、先ほど言っていた、誰が見ても崩れそうな家であることが認識できるような言葉のほうがよい気がします。特に一般の方は、割り算がとても苦手です。
議長	高さに対して、例えば階高が3メートルであれば、3,000ミリメートルのうちの20分の1で、150ミリメートルという意味ですか。
委員	柱がこのように倒れたときの幅です。
事務局	1/20や1/30は、県マニュアルのとおりの表現です。所有者側からすると、管理不全だと判定されたときに、指定されることがデメリットになることもあるので、管理不全ではないと主張してくることもあります。その意味では、具体的な数値を基準として示しておけば、納得が得られるかはともかく、理解は得られやすい面もあるかもしれません。
事務局 (事業者)	記憶が定かではなくて申し訳ありませんが、1/20や1/30は、震災のときの被災建物調査で、立入禁止かどうかを判定した基準のはずです。被災建物調査マニュアル(注:被災建築物応急危険度判定マニュアル)の中にも1/20や1/30と書いてあります。空家法は、被災建物の調査マニュアルが作成された後にできたので、その内容に準拠して、調査項目も設定されています。そういった建付けになっているので、そのときの1/20や1/30の基準が残っている気がします。
委員	ベースは、被災判定マニュアルによりますか。
事務局 (事業者)	被災建物の判定マニュアルによっているはずです。本来、空家等の内容でいくと、1/20や1/30の確認であれば必ず立入調査をしなければならないので、そぐわないといえばそぐいません。実際に傾いていて、「どのぐらい傾いていたら駄目なのか」と言われたときの目安として示しておいたほうがよい気がします。
議長	これは専門家にとっては常識のことかもしれません、注意書きか何か書いておいたほうが親切です。職員の方が所有者に説明するときに質問されて、説明できないと困るので、何か注書きでもあるとよいです。
事務局	職員がマニュアルを持って、現場に行ったときにどういうことなのかも分からぬ状態では行った意味がないので、私たちがきちんと理解できるようにポイントは押さえておきたいと考えています。
議長	今後、本協議会で事例を紹介するときに、この傾きはどのくらいか説明できるように示しておくことは大切です。

事務局 (事業者)	本マニュアルは、空家等対策計画とは別なものになるので、趣旨が変わらないような形で適宜、市で使いやすいように修正等を加えることは可能です。説明だけを追加するなど、随時、更新はできます。7ページも6番の下に空欄があるので、その部分に「1/20 とは」等、付け加えることになります。本来は、立入調査をして、傾斜を計測するときに下げ振りをするはずです。
議長	他にどうですか。
委員	素朴な疑問というか、質問ですが、マニュアルの26ページについてです。豪雪地帯ではないから適用されないのは分かりますが、昨今は、集中豪雨、それに伴う河川の氾濫がニュースでもよくクローズアップされています。その辺りが本マニュアルの中で考慮されているのかどうか気になっています。
事務局 (事業者)	あくまで現存する建物の管理不全の状態等を考慮しているので、台風や洪水については、本マニュアルには含まれていません。考えられることは、豪雪地帯の話で申し訳ありませんが、例えば立木に雪が積もって、その立木が腐っていると、倒壊するおそれがあります。立木については、少し強めに項目を設定するようなことは考えられます。
議長	洪水になったときに、幸手市は洪水が比較的起きやすいので、もし床下浸水や床上浸水になると影響がある気がしますが、それはあまり関係ありませんか。県のマニュアルにも特に項目はないですか。
事務局 (事業者)	被害に遭う前の状態なので、その段階で洪水を予測して、特定空家等や管理不全空家等に認定できるかというと、なかなか難しいです。
議長	どちらかというと、仮に昨年、被害に遭っていて、床上浸水になっている場合もあり得てよい気がします。
事務局 (事業者)	例えば、水が浸かったことによって、土台や柱が腐っている状態が考えられる、何も対処していないから衛生上の問題が起きるなど、既にある項目で対処できるものもあります。
事務局	通常時にマニュアルで判定した空家等が台風等の発生後、状態が悪化することはある得るので、場合によっては一度、判定したものでも災害発生後に判定し直した結果、より悪くなっている可能性は十分に考えられます。ただ今の視点を受けて、特に課題のある物件に関しては、災害発生後にどうなっているか少し注意を払う必要はあると感じたので、注意したいと考えています。
議長	ありがとうございます。よろしくお願いします。他にいかがですか。
委員	先ほどの災害の話だと、立木が傾いてくることも対象になるのですか。
事務局	11ページや15ページ、18ページに立木の項目があります。

(事業者)	
議長	他にいかがですか。資料4について、説明をお願いします。
事務局 (事業者)	<資料4「行政代執行・略式代執行事例 1_地方公共団体の空き家対策取組事例<抜粋>」、資料5「行政代執行・略式代執行事例 2_空き家対策に関する実態調査結果報告書（総務省行政評価局・平成31年1月）抜粋」説明>
議長	ありがとうございました。資料について説明がありました。具体的に見ると大変そうだと感じました。費用も随分とかかっています。ただ今の説明に関して、質問や意見があればお願いします。いかがですか。
委員	幸手市にも事例で取り上げられているような場所はあるのですか。
事務局	本年度に関しては、市民の方からの苦情、相談を受けて、約60軒の空き家を見ましたが、これほどの状況のものはまだ確認していません。
議長	他にいかがですか。
委員	単純な意見ですが、これは空き家だけではなく、住んでいる家にも適用したほうがよい気がします。
事務局 (事業者)	人が住んでいる所は、空家法の中で空家等には当たらないので、もし適用するのであれば条例化が考えられます。例えば、品川区では、ごみ屋敷条例を作っています。板橋区では、人が住んでも老朽化して、危険になっている所のために、老朽建物に対する条例を作っていたはずです。その辺りは幸手市で条例化する必要があるかどうかの論議になります。
議長	他にいかがですか。
委員	意見です。私の地区内に空き家があって、昔、放火がありました。戸は一応、ベニヤで打ち付けてありますが、隣に住む方は、怖くて、その家に最も近い部屋の電気をずっと付けっぱなしにして、少しでも住んでいるところ見せていました。これは空き家だけの問題ではなく、壊れる状態でなかつたとしても近隣の人たちに迷惑を掛けています。私もたまに見に行っていますが、そこを考えて欲しいです。
事務局	市役所に連絡をもらう際も建物の状況はそれほどでもないと言ったら失礼ですが、周りに住んでいる方からすれば、草や虫、臭いなど、いろいろな意味で迷惑や損害を受けています。基本的には、所有者の方の連絡先を追って、お願いすることになりますが、建物の状態だけではない部分で様々な問題が生じています。本判定マニュアルによるだけではなく、環境や防火、防犯など、いろいろな視点から問題のある所については、是正をお願いすることも必要なので、その辺りは広い目で見て、お願いていきたいと考えています。 小さなことでも相談してもらえれば、現地を確認します。近所同士だと

	なかなか言いにくいこともあるので、市役所を利用してもらえるように広報もしていきたいと考えています。
議長	他にいかがですか。特になければ、議事の「(3)」を終了します。
議長	せっかく参加しているので、発言していない方も感想か何か一言、もらえばと考えています。
委員	私も先ほど事務局から話があったようなことをお客さまから相談を受けています。私たちの所に直接来たのか、市役所に行っているのか分かりませんが、それこそ時期によっては、毛虫の毛が飛んできて大変だという苦情など相談もあります。事例にもたくさんありますが、相続人がどこにいるか分からることから根本的な話が始まってくるので、空き家だけではなく、土地の所有者が誰なのか。それこそ壁が倒れてきて、怖いという話もあります。建物が建っているだけでは、今回の話の対象外になってしまいますが、これからはその辺りもすべて含めて必要性があるような気がします。
委員	社会福祉協議会は、困窮の関係でいろいろな相談をもらいます。所持金が数千円しかなく、家賃を数ヶ月滞納していて、出でいかなければならぬ、会社の寮に入っていたものの解雇されて、今月中に出ていかなければなど、住む所がない人が多いです。保証会社の審査を待っている余裕もない中で、何か空き家をうまく利用するという言い方はおかしいですが、一時的にでも利用できる方法などはないものかと考えています。一時的に数万円と本当にわずかな金額を貸すことは可能ですが、住居の確保はできないので、その辺りで空家等対策とのマッチングができれば、もう少し楽になりそうな気がします。考えれば考えるほど障害はありますが、何かできないかと感じています。
議長	他によろしいですか。特になれば、以上をもちまして、私の議長の任を解き、司会をお返しします。
事務局	ありがとうございました。
【5 その他】	
事務局	次第の「5 その他」になります。事務局から3点報告があります。お願いします。
事務局	1点目は、右上に「5 その他資料」と書いてある「幸手市空家等の適正管理に関する条例」についてです。現在の幸手市の条例は、平成26年に策定しました。現在、市町村で行っている空家等対策については、空家法に基づいて、業務等も規定されています。今回の計画も空家法に基づいて策定しましたが、幸手市の条例は、本法律の施行前にできたものなので、今回の計画策定に合わせて、法律に沿った形に条例を修正したいと考えています。

	<p>えています。</p> <p>幸手市の条例で規定しているものの中には、現行の法律で詳細に定められているものもあるので、内容を精査して、法律に基づきつつ、法律で規定しているもの以外にも幸手市として取り組むべきものがあれば条例に規定します。</p> <p>例えば、具体的に言うと、空き家の中に蜂の巣がありますが、所有者の方になかなか連絡がつかないこともあります。蜂が飛んでいて、近所の方が危険な場合、幸手市としての判断で除却するような緊急措置も必要になるので、その辺りについての定めをきちんと規定して、空家等対策の取組の1つとして進めていきます。そういった背景の下、条例を見直して、次の協議会の際に皆さんに説明できればと考えています。これから条例の見直しを進めることに対して、ご理解のほどよろしくお願ひします。</p> <p>カラー刷りの資料を見てください。2点目は、埼玉りそな銀行幸手支店で11月27日に「相続空き家対策セミナー」を実施します。今回、初めての試みです。内容については、お手元の資料のとおりで、本協議会の委員である白石委員が講師として講演します。このセミナーは、埼玉りそな銀行幸手支店長様に企画の段階からいろいろと声を掛けてもらい、岸本委員や幸手市商工会の長岡委員なども事前の協議に参加して、まとまったものになります。話によると、定員にまだ余裕があるので、もし時間があれば参加してください。</p> <p>3点目は、これまでと同様に議事録を作成し、皆さんに確認をもらいたいと考えています。議事録が完成しましたら皆さんに送付します。</p>
事務局	<p>その他に何かありますか。</p> <p>長時間にわたり、ありがとうございました。</p>
【6 閉会】	
事務局	以上をもちまして、令和7年度第3回幸手市空き家等対策協議会を終了します。本日は、ありがとうございました。